

徳島県規則第五十八号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年九月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項第五十三号の1及び2を次のように改める。

1 第九条第一項の規定による特別児童扶養手当受給証明書の交付

2 第二十四条（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による受給資

格喪失の通知

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項第五十三号の3から6までを削り、同号の7中「かわる」を「代わる」に改め、同7を同号の3とし、同号中8を4とする。

別表第二の三徳島県立二十一世紀館長の項第三号中「処理」の下に「（企画総務部長の専決に係るものを除く。）」を加える。

別表第三個別事項の項第二十号の2中「第二十九条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第三個別事項の項第二十号の2の改正規定は、令和六年十月一日から施行する。